

人事行政の運営状況などの公表

問合せ先 人事課給与厚生担当(5階⑤番窓口) ☎939・1027



人事行政の運営状況

(1)部門別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		職 員 数(人)		対前年 増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政 部門	議 会・総務企画 税 務・民 生 衛 生・労 働 農林水産・商 工 土 木	401	435	34
特別行政 部門	教 育	75	80	5
公営企業等 会計部門	下 水 道・そ の 他	133	46	-87
合 計		609	561	-48

・職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、短時間勤務職員を除いています。

(2)採用及び退職の状況(令和5年度)

採用	31人	退職	62人
----	-----	----	-----

・他団体からの派遣職員等の着任や帰任を除きます。

勤務時間や勤務条件の状況

勤務日(標準)	月～金曜日(祝休日と年末年始を除く)
職員の勤務時間	9時から17時30分まで(うち休憩時間45分)
年次有給休暇	1年につき20日(現年付与分のみ翌年へ繰越可) ※令和5年度の平均取得日数12.8日
特別休暇	(主な特別休暇の種類) 忌引、結婚、妻の出産、 子の看護休暇、短期の介護休暇、ボランティア 休暇、夏期休暇、リフレッシュ休暇

分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

分限処分		懲戒処分	
免職・降任・降級	—	免職・停職・減給	1人
休職	21人	戒告	1人

・再任用職員を除きます。

研修・人事評価制度の状況(令和5年度)

名称・内容	講座数	受講者数
基本研修など	25	1189人
中部都市職員研修協議会主催研修	10	44人
派遣研修	21	23人

人事評価制度	人事評価を全職員に実施し、能力に応じた職員の 適正配置や人材育成などに活用しています。
--------	--

その他の状況

(1) 福利厚生 藤井寺市職員厚生会において、地方公務員法により義務化されている各種福利厚生事業を行っています。

(2) 職員健康診断 定期健康診断や特殊健康診断、また、心や健康の相談窓口を開設するなどの健康管理事業を実施しています。

(3) 勤務条件の措置要求・不利益処分不服申立
いずれも該当なし。

職員の給与の状況

(1)給与費 (令和6年度普通会計予算)

職員数 (A)	給 与 費				一人あたり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
507人	183,338万円	55,056万円	79,335万円	317,729万円	627万円

- ・職員手当には退職手当を含みません。
- ・職員数・給与費は、当初予算に計上された人数及び額です。
- ・特別職及び再任用職員を除きます。平成26年4月1日から、1.0～5.9%の幅で職員の給料を減額し、人件費の抑制に努めています。

(2)平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢 (令和6年4月1日現在の情報を元に作成)

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
藤井寺市	305,784円	358,914円	40.8歳
国	323,823円	405,378円	42.1歳

- ・「平均給料月額」は、基本給の平均です。
- ・「平均給与月額」は、基本給と各手当(時間外勤務手当、特殊勤務手当など一部を除く)の合計の平均です。

(参考)ラスパイレス指数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ラスパイレス 指数	96.4	96.3	96.5	94.8

・ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員との給与水準を比較する指数です。

(3)初任給 (令和6年4月1日現在の情報を元に作成)

区 分	藤井寺市	国
一般行政職	大学卒 196,200円	196,200円
	高校卒 166,600円	166,600円

(4)期末手当・勤勉手当 (令和6年4月1日現在)

分類	期末手当	勤勉手当
期	6月期 1.225月分	1.025月分
	12月期 1.225月分	1.025月分
計	2.45月分	2.05月分

・期末手当・勤勉手当とも、国と同じ(再任用職員を除きます)

(5)特別職の報酬など (令和6年4月1日現在)

区 分	給料	期末手当
市 長	752,000円(940,000円)	6月期 1.925月分
副市長	656,000円(820,000円)	12月期 1.925月分
教育長	584,000円(730,000円)	計 3.85月分

・市長、副市長、教育長の給料は、令和5年6月1日から令和9年5月16日まで減額。
()内は減額期間終了後の金額。

区 分	報酬	期末手当
議 長	580,000円(610,000円)	6月期 1.875月分
副議長	540,000円(570,000円)	12月期 1.875月分
議 員	520,000円(550,000円)	計 3.75月分

・議長、副議長、議員の報酬は、平成20年10月1日から当分の間減額。
()内は減額期間終了後の金額。